

別添1

内閣府(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による効果 の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
8	地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携により、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなります。また、速やかに回答を得ることができます。このようにして、生活保護の決定・実施や領収金の領収に関する情報を入手する手間もとられません。	生活保護の決定・実施等の事務手続において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなります。また、速やかに回答を得ることができます。このようにして、生活保護の決定・実施や領収金の領収に関する情報を入手する手間もとられません。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号、別表第二の26行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2条第29条に基づく個別の文書照会を実施する場合における手間を減らすためのマイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。	内閣府、総務省、厚生労働省	広島市、広島県	松台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、市、奈良市、高市、高知市、熊本市、宮崎市、鹿児島市	○労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見する事難儀。厚生労働省において、生活保護の決定・実施等に関する事務における労働者災害補償保険法のマイナンバーによる情報連携の必要性が認められない場合は、労働者災害補償保険法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要があります。その上で必要があれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 ○厚生労働省 現在、休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第29条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの申請書類を提出すれば不正受給につながる可能性がある。迅速かつ正確に生活保護受給者の受給を把握するためのマイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能となる必要がある。 ○休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。 ○平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福井市がかった。 世帯からの申告が無かつたが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法29条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が察覚した。 内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2箇月程度を要した。 ○他の文書照会等の実現可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会での文書照会の作成業務が負担となる場合、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遅延変更が可能となる。 その点、マイナンバーによる情報連携が可能となるれば、保護費の遅延変更の可能性が減少する。 ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことはあるが、情報提供エラーによる提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。 ○本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナンバーによる情報連携により、事務の効率化につながる考えられる。 ○本市においても、平成29年度以前、休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や領収金の領収に関する事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考える。 現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。 情報連携を活用することにより、速やかに状況を把握し効率的な調査が可能になると期待される。 ○現行の制度のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や領収金の領収に関する事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。	内閣府、各府省		

別添1

管轄番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提来団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
20	⑤ 地方に対する規制緩和	その他	個人番号記載の住民票の取扱い	住民基本台帳事務処理要領第2-2(1)(一)(カ)において代理人による個人番号記載の住民票の交付は法定代理人、任意代理人の交付とされています。個人番号記載の住民票を交付する場合は、代理人が受け取る事例として、被後見人の場合や請求者本人の身動きが取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができる、郵便局が受け取ることで手続の利便性が上がることがあります。個人番号記載の住民票を交付することで手続の利便性が上がります。	法を代理人が直接受け取ることで請求者本人が受け取れない状況にあっても個人情報の漏洩のリスクを減らすことができます。代理人が受け取ることで手続の利便性が上がります。	番号法第15条及び第16条 住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)(一)(カ)	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	豊田市	宮城県、山形県、鳥取県、山口県、高崎市、福岡市、柏原市、高崎市、福井市、江戸川区、清須市、市、川崎市、平塚市、三浦市、横浜市、福井市、多治見市、浜松市、春日井市、枚方市、八尾市、富田林市、東大阪市、市、伊丹市、庄原市、府中市、徳島市、宇治市、屋上町、大村市、宮崎市	〇本市においても、被後見人が成年被後見人の個人番号の記載のある住民票の写しの交付を申請した場合の対応に苦慮しているところである。 成年被後見人の権利を尊重する旨記載のうえ、被後見人が代理で直接提出する場合に「個人番号の記載のある住民票の写し」の交付を請求する旨の手続を実施しておらず、本人が直接提出する手続を行っている。 また、本人が郵便での送付手続きを希望する場合、郵便局は被後見人への届出を受けることなく、手続の利便性を考慮して個人番号記載の住民票を交付する旨記載のうえ、被後見人が直接提出する手続を実施しておらず、本人が郵便での送付手続きを希望する場合は、法定代理人に交付する必要があるが、住民票の請求に対して拒否される権利はない状況である。 民法第14条第2項により法定代理人に交付する必要があるが、住民票の請求に対して拒否される権利はない状況である。 マイナーパーカードやマイナンバー通知カードを持持していない場合は、直接交付する方法が選択できる。 直接交付する場合は、個人番号入り住民票は不要である。 直接交付する方法は、効率的な行政サービスを提供するうえで弊害でしかなく、限られた人材と時間の中で現実的ではない。	内閣府	まず個人番号記載制度を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 個人情報保護委員会、総務省	内閣府

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
31	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバーカード制度における個人情報保護の取扱方法の適正化	「地方公共団体における番号制【ガイドラインに示される事務フロー】 度の番号ガイドライン(平成25年9月改定版)に相当する情報は、申請者のマイナンバーカード(個人番号)を用いた情報連携によって得られる情報の対象外となることがあります。このことを防ぐために、ガイドラインでは、多くの事務手続に使用される住民票本に相当する情報は、申請者のマイナンバーカード(個人番号)を用いた情報連携によって得られる情報の対象外となることがあります。」において示す事務フローの正当性について、法制度上整理したうえで、関係法令の改正等を要する措置を取ること。	行政事務の適正化、個人情報保護の観点から、適切な運用が可能となり、申請時に住民票を省略することができる。	住民基本台帳法、社員登録簿等の登録制度に関する情報連携	内閣府、個人情報保護委員会、総務省における情報連携	千葉県、神奈川県	吉小牧町、水戸市、ひたちなか市、八王子市、川崎市、愛知県、春日井市、大阪府、伊丹市、鳥取県、福岡県、芦屋町、大村市	○具体的な支障事例にありますように、申請者の世帯構成を調べるために住基ネットを使用した場合で最も多く事務に提出のない人についても情報を含んでしまう。当該会員の住所を記載したことからできる世帯の内容を確認する方法として、①「住基ネットを活用して同一住所の者の情報を提供ネットワークシステムを通じた情報連携のない人からの照会請求に備え、なじみネットを使用して情報照会したのか確認する。○情報提供ネットワークの「住民基本台帳関係情報」として世帯主のマイナンバーを追加して同一世帯である可能性のある者を抽出し、②その後、これらの方に情報提供ネットワーク内で世帯関係照会を完結で行う。○情報セキュリティが危うくなることとともに、マイナンバーカード制度自体の精度を高めることで、誤認を防ぐことができる。○申請を受けてから照会をかけるまでに多くの手間と時間がかかるが、逆に非効率となってしまう。	○必要な措置を取ることで同一住所を検索することについて、マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要なときには、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方にについて、マイナンバーを地方公共団体が機関に対し情報連携を行って、情報提供ネットワークシステムを通じて、給付の適正な支給のために行われるものであることを考え方とする。○適切な情報連携を行うことで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。	○必要な措置を取ることで同一住所を検索することについて、マイナンバー法第14条第2項においては、個人番号利用事務実施者は「個人番号利用事務を処理するために必要なときには、申請者本人と同一住所ではあるが同一世帯ではない方にについて、マイナンバーを地方公共団体が機関に対し情報連携を行って、情報提供ネットワークシステムを通じて、給付の適正な支給のために行われるものであることを考え方とする。○適切な情報連携を行うことで、関係法令の改正等所要の措置を取ること。	○内閣府は、まず住民票関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考えている。 ○個人情報保護委員会、総務省

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提來団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
33	④ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経過措置等に関する見直し	幼児連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置は保育教諭の免許をもつ保育士の両方の資格をもつては、幼稚園教諭の普通免許をもつ者と保育士の両方の資格をもつては、幼稚園教諭の免許更新が求められるところである。このため、本町の公立こども園に新しく勤務している保育教諭の中には、この免許更新が新しいことのない意向の者が少なからずいる。	経過措置が延長されることにより、平成32年度山形等も保育の受け皿を確保することによって、保育教諭の増員の増加の抑制につながる。	幼稚園教諭認定の実施による、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置は保育教諭の免許をもつ保育士の両方の資格をもつては、幼稚園教諭の免許更新が求められるところである。このため、本町の公立こども園に新しく勤務している保育教諭の中には、この免許更新が新しいことのない意向の者が少なからずいる。	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町	福島市、秋田市、磐梯町、川崎町、山県市、須坂市、山原市、田原市、草津市、大庭町、八尾町、美郷町、和賀町、郡山市、猪苗町、喜多方市、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、日吉町、竹田市、豊後大野市、由布市、宇佐市、豊後大野市、由布市、嬉島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに応えるにより全員の資格不足となる状況が続いていることから、保育教諭として勤務継続するため、幼稚園教諭免許は更新されなければならないと定められている。しかし、本町の公立こども園には10年以上の免許更新をしなければならない。しかしながら、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、この免許更新が新しいことのない意向の者が少なからずいる。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年6月28日に開催された子ども・子育て会議において議論が開始されたところがあるが、候補項目として「幼児連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。	○認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本条例を延長して欲しい旨の意見が述べられている。	今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。
38	④ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	企業主導型保育事業の認可手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可手続きについて、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、地域の保育の充実化を図ることを目的とした保育事業計画の策定を行っており、この計画に基づき、保育所の認可申請を行っている。	(1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への設置に協力的である。事業前に助成するところが困難な制度と認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可料が免除されるなど、定員割れの園が多く生じている区域においても地盤を守るために、地域のニーズを踏まえた企業主導型保育事業の認可申請を行っている。(2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。	企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の2の4(1)	内閣府、厚生労働省	茨城県、滋賀県、奈良県、兵庫県、神戸市、島根県、徳島県	いわき市、豊田市、浜松市、山口県、高松市	○既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接していることが望ましいと想定されるため、認可30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定期間中に地域枠を設定する。	企業主導型保育事業は、事業主導型出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業主として事業を実施しているが、事業の円滑な実施のために、自治体とも連携し、つづり組まれることが望ましいと想定されるため、認可30年度の募集においては、地域枠を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定期間中に地域枠を設定する。	従って、本件については既に措置済みであると考える。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
65	④ 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、事業者からの実情報告書を審査し、申請補助金の交付完了日の見直しを行った上で、会計期間を通じた手続を実施するため、担当の民間等事業者の地元創生の取組みを支援する間接補助事業を行った場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できないことから、開設補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生推進交付金における開設補助金の交付完了日が見直されることで、民間等事業者の間接補助事業に3月31日まで確保することができ、より効果的な地方創生の推進に資する。	地方創生推進交付金 交付要綱	内閣府	京都府	北海道、茨城県、福島県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山县、兵庫県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○内閣府の地方創生推進交付金において、開設補助金を行う場合、年度末までに交付を了しなければならないとされている。この見直しでは、開設補助金の見直しにより、年に本市において平成30年3月に開催したイベントへの支援に対する補助について、支払い時期が4月となつたため、交付金対象事業から最終的に除外される事業がある。また、支払い時期が4月となつたため、交付金対象事業の見直しは、開設補助金の見直しによる影響を受けないものと見られる。	○内閣府の地方創生推進交付金において、開設補助金の交付を了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における特例等の規則について」(昭和60年1月17日財務省長官訓令)により、「開設補助金等の交付がなければ補助事業者が受けたとはいえないと明確に示されている。これは、補助金等全体に対する統一的なルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。		
68	④ 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害対策基本法第86条の8第3項の改正	市町村の地域内での災害が発生し、被災住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に捉われない、住民の生命若しくは身体を災害から保護するためには、行政区域に捉われない、想定した防災対策を実施する必要がある。	住民の生命若しくは身体を災害から保護するため、行政区域に捉われない、想定した防災対策を実施する必要がある。	災害対策基本法第86条の8 内閣府、総務省	茅ヶ崎市	(提案募集) 広域一時滞在 pdf	ひたちなか市、厚木市、佐久市、山県市、富士市、岡崎市、田原市、岡山市	○災害対策基本法第86条の8第3項では、「広域一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し宿泊場所を提供しなければならない」としている。避難場所等については、同法第49条の4と同法第49条の5で定義がされており、同法第49条の8で「避難場所と避難所とは、相互に兼ねることができる」とある。これにより柔軟な対応ができる一方、両者が混同され、対応に迷われるおそれがある。緊急時には、行政区域に跨る避難場所についても、避難所として扱われる。	○災害対策基本法第86条の8の規定は、市町村長が災害発生後に区域内の被災住民の居住を確保できない場合など、行政区域を超えて被災住民を保護する必要がある場合における地方公共団体間の協議について規定したものであるが、これは被災住民の滞在先である避難所の確保が目的であるところ。		

添1

番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野								団体名	支障事例	
54	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生整備推進交付金交付事務における交付金交付決定前の着手	地方創生整備推進交付金交付事務においては、国の予算成立後、交付担当省から内示通知を受け(4月頃)、交付担当省にて交付申請書を提出(4月頃)することによって、交付金交付決定前の着手に関する規定を設けること。	4月中の事業着手(起工)が可能となり、早期発注が可能となることで、総越工事の縮減につながる。また、夏季への発注の集中が緩和されるので、発注の平準化につながる。	地方創生整備推進交付金要綱、地方創生整備推進交付金要領	内閣府、農林水産省	長野県	旭川市、宮城県、ひたちなか市、栃木県、川崎市、新潟県、石川県、山県市、静岡県、鳥取県、徳島県、高知県	○当県でも同様の状況、積雪期に入れる12月上旬には、工事が困難となることから、できるだけ早く工事を着手出来れば、総越工事の縮減につながるものとの期待である。また、早期発注により発注時期の平準化を図ることが可能となり、現地作業者の手配や施工機械の確保についても、有利になるとみられる。○地方創生整備交付金では、H30年度の状況では、交付決定前着手の国への届け出4件/20件地域整備交付金は、地方で地域の特性を踏まえ、自主性・独立性を最大限に發揮して活用できるよう、地方の意見を聞き、より自由度の高い活用しやすい制度とする考え方。 ○地方創生整備推進交付金については交付決定後の着手となるため、発注時期が遅くなっている。H29年度の場合は、交付決定は1月上旬であったが、工事着手は7月下旬以降となっていた状況である。本県山間部において、積雪期に着手するためには、交付決定前着手の制度の創設をお願いする。 ○この点においては、昨年度途中に「推進交付金の交付実績」に対する報告書が提出された事実があつたが、交付申請後すぐに事業着手(事業用資産の購入)が出来る体制が整っていたものの、交付決定を待てるから着手どころかため、結果的に事業のスタートが遅れ、事業実施期間が短くなってしまった経験がある。事業によっては、早期着手することによって、より高い効率効果が得られるケースもあると思われるため、提案を賛成する。 ○地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省から内示通知を受け、交付担当省にて交付申請書を提出するが、国から県への交付決定が毎年5月中旬から8月上旬であるため、県や市町村における工事着手は7月から8月となっている。本県の一部の山岳地帯では、冬季は積雪期に着手するため、早期着手が不可能となる。○地方創生整備推進交付金の林道事業においては、早期発注は、早期着手が可能となるには、県と市町村における工事の縮減や発注の平準化にも寄与する。○農山漁村地域整備交付金と、交付決定前着手の制度が併用できる可能性があることを確認していただけます。 ○今や多くの事業者は、早期着手が可能なため、早期着手による経済効率化が実現する。また、林道事業に例えてみると、林道の開拓に合わせて計画的かつ効率的な森林整備が可能になり、林業の成長産業化を通じて中山間地域の活性化や地方創生につながるものと考える。 ○当県も平成28年度地方創生整備交付金の林道事業において、国から県への交付決定時期が3月と決まったため、県内において工事着手時期が10月上旬にずれ込んだ。この結果、工事着手が遅くなることとなり、同様のところ県営事業でも実現している。平成29年度以降は3月の交付決定となるが、事業量によっては年度内完結が難しくなっており、早期発注着手制度を導入するためにも健全な着手制度の規定を設けるうる要望する。 ○新規事業及び事業内容に変更のある継続事業については、交付決定後の事業着手となるため、年始当初から実施するためには別途事業を予算措置し、委託契約を別々に行なうなど事業実施に困難がある状況である。 ○本県においても、林道事業を必要としている山岳地帯では、工事実施にあたって、積雪により事業実施が困難となり、総越工事が発生している状況にある。 農山漁村地域整備交付金と、交付決定前着手の制度が併用できる可能性があるため、早期着手が可能となるため、早期着手が可能となる。また、現地の工事着手が可能となる。○地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省から内示通知を受け(4月上旬)、交付担当省にて交付申請書を提出(4月上旬)することによって、死亡者世帯の住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化を行うことにより、地方公共団体における事務処理の差異が解消される。また、保険会社へ通知の発出等を行うことで、住民及び保険会社の負担が解消され、公益に資するものとなる。 現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。 また、死亡保険金の相続処理について、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	【内閣府】 まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただるものと考えている。 【個人情報保護委員会、金融庁、財務省】 単身世帯であった死者の法定代理人であつた者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であります。個人番号が記載された住民票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行なうことができるが、死亡者と同一の世帯であつた者に限られます。 そもそも、個人番号専用事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調査等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があります。受け取った死亡者の個人番号を取得されるべきではない。 このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引き続き要請を行っていただきたい。	
55	B 地方に対する規制緩和	その他	住民基本台帳制度の住民の厚生の交付に係る請求者の規定の明確化	死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求についての規定の明確化を求める。 また、死亡保険金の相続処理について、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	死亡者が単独世帯の場合、死亡者と別世帯の直系血族などが死亡者の生命保険会社などの手続きにおいて、死亡者のマイナンバーが必要になった際、死亡者の通知カード及びマイナンバーカードが見当たらないと、マイナンバー入りの住民票を請求しないと同ナンバーを知り得ることができない。しかししながら、現在の法令では、同一世帯の住民の請求については規定があるが、同一世帯ではない直系血族の請求については規定がない。 また、死亡保険金の相続処理について、保険会社に対しても通知の発出等により、マイナンバーの取り扱いを周知することを求める。	住民基本台帳法第12条及び第12条の3、住民基本台帳事務処理要領第2-4-(1)-(1)-アー(カ)及び第2-4-(3)-(1)-アー	内閣府、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、財務省	郡山市	福島県、山形県、白河市、石岡市、ひたちなか市、高崎市、所沢市、柏市、袖ヶ浦市、市、江戸川区、川崎市、茅ヶ崎市、多治見市、浜松市、岐阜市、牧谷市、八尾市、伊丹市、宇都宮市、北九州市、芦屋町	○死亡する限り個人の隣に抑えさせていただたい。 ○保険会社での手続き等で大切な方のマイナンバーの所在が分からなくてがままならない限り個人の隣に抑えさせていただいている。 ○地方創生整備推進交付金の林道事業については、国の予算成立後、交付担当省から内示通知を受け(4月上旬)、交付担当省にて交付申請書を提出(4月上旬)することによって、死亡者世帯の住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮している。 そのため、「死亡者のマイナンバー入り住民票の発行について、別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定があるものと、同一世帯の請求については規定があるものの、同一世帯でない直系血族の請求については規定がない」という提訴の意図があるが、同一世帯でない直系血族の請求については規定がない。また、同様にしており、「別世帯に住む直系血族の世帯員からの請求について、規定の明確化がされていないため、市での対応に苦慮している」といふ提訴義務を負う。 ○現在、本市でも、死亡者に関しては同一世帯以外の申請者にマイナンバー入りの住民票の交付を行っていない。請求多いことは事実であり、マイナンバー判別事務・マイナンバー関係事務の実施者に向かって死亡者に関するマイナンバーの取扱いのルールを定め、周知することは必要と思われる。 ○死亡者と同一世帯であった者からの請求でなければ、死亡者の個人番号が記載された住民票の写しの交付ができないこと、及び個人番号が不明でも相手手続き等が可能であることを周知する。 このことについては、提出先である生前の保険会社等の関係機関に周知するよう、全国連絡会議住民基本台帳事務協議会を通じて総務省に要請しているところである。 ○保険会社等が未だおこなうことから、住民法第12条の3の第1項第1号の「自己の権利を主張する」には、この義務を履行するために住民の記載事項を確認する必要がある者については、別世帯であつても死亡者の住民票の請求についての窓口でのトラブルが多く、対応に苦慮している。 ○規定の明確化を行なうことにより、市町村間ににおける事務処理の解消が期待される。 ○死亡時に同一世帯であったものがいない場合、マイナンバー入り住民票を請求できないことが周知されていない。また、マイナンバーが各種手続きに必須であるという誤解のため、窓口でのトラブルが増えている。	【内閣府】 まずは住民基本台帳制度を所管する総務省で検討いただるものと考えている。 【個人情報保護委員会、金融庁、財務省】 単身世帯であった死者の法定代理人であつた者により、住民基本台帳法第12条第5項の特別の請求が行われた場合であります。個人番号が記載された住民票の写しを交付することはできない。死亡者については、その代理権を有する者は存在せず、特別の請求を行なうことができるが、死亡者と同一の世帯であつた者に限られます。 そもそも、個人番号専用事務実施者において、例えば、税務署に提出する支払調査等に経済取引の相手方の個人番号の記載が必要な場合は、生前に個人番号を取得する必要があります。受け取った死亡者の個人番号を取得されるべきではない。 このことについては、内閣官房から保険会社関係団体に要請を行っているものであり、引き続き要請を行っていただきたい。	

1

番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
91	B 地方に対する規制緩和	その他	独自利用事務における税情報照会の簡略化	具体的な支障事例	規制第2条第4項第1号において、独自利用事務の地方税関係情報の情報照会についてすべて本人同意が必要となっている。このことについて、独自利用事務が準する法定事務において本人同意不要である場合は、当該独自利用事務についても本人同意不要とするよう規則改正を行うことで市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	規制第2条第4項第1号に基づき、本人同意が必要である。このことについて、独自利用事務と建設省は目的が同一か?事務内容も類似性がある法定事務と準ずる法定事務については、配偶者等の本人同意も必要となる。その場合、配偶者等の本人同意書を提出する際に、電子申請において、配偶者等の本人同意を得ることができないため、間に離隔又は窓口へ本人同意書を提出することになる。【懸念事項】本人同意を不要とする独自利用事務は、独自利用事務及び準する法定事務の内容を国が確認し、承認したものに限ることとする。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第一項第一号に規定する「児童手当に関する事務」及び「児童手当等の医療費助成に関する事務」の他にも「重度心身障害者等の医療費助成に関する事務」、「ひとり親等の医療費助成に関する事務」があり、そぞろに規制第2条第4項第1号に規定する「児童手当等の医療費助成に関する事務」の個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号	内閣府、個人情報保護委員会、総務省	八王子市	吉小牧市、船橋市、福井市、山県市、尼崎市、大田市、筑波市、熊本市	○当市でも、「子どもの医療費助成に関する事務」を独自利用事務としているが、提案記載内容と同じ支障をきたしている。 【内閣府】まずは、独自利用事務を所管する個人情報保護委員会及び地方税関係情報を所管する総務省において検討いただくものと考へている。 【個人情報保護委員会、総務省】個人情報保護委員会、総務省において、同法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏洩した場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。 ○地方税情報の提供を求められた場合には、以下のいずれかの場合においては、地方税情報の提供を行うことが許容されている。 ①地方税関係情報を利用する事務の所管法令において、照会対象者本人に対する質問検査権等が規定されており、かつつこの公署への情報提供請求権が当該法令に規定されている場合 ②地方税関係情報を利用する事務が申請に基づくものであり、照会対象者本人の同意がある場合 ○これを踏まえ、情報提供ツイッカムズを用いた地方税関係情報の情報提供についても、①又は②によって秘密性が保たれなければならない場合、地方税情報の提供が可能となる。 ○当市では、独自利用事務と「ひとり親家庭等医療費助成事務」それに準ずる法定事務「児童手当等の医療費助成事務」の規則の改正により、申請者のみならず、事務担当者の番号を利用等に関する法律第十九条第一号に基づく特定個人情報の提供に関する規則第2条第4項第1号に基づく規定している。 ○なお、本人の同意を得る方法については、既存の申請様式に同意欄を追加する方法により同意を得ても差し支えないことを、地方公共団体にお示している。	
92	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナーポータルにおけるお知らせ通知の範囲拡大	具体的な支障事例	【支障事例】「児童手当の支給日に係る通知」、ひとり親支援制度における「家庭教師派遣支援や体験学習・学習支援に係るお知らせは、国が示すお知らせ通知を行ふ事務に含まれてないため、お知らせ通知を行うことができない。【懸念事項】社会福祉、若者、若勤、防災に該当しない事務については、マイナンバーを取り扱えないため、お知らせ通知を行えるようになります。お知らせ通知を行えるようにするために、お知らせ通知を行えるようになります。現行のマイナンバー（符号含む。）を利用したお知らせ通知とは別に、マイナンバー（符号含む。）を利用しないお知らせ通知の仕組みを新たに構築する。	お知らせ通知を行える事務（14事務）以外の事務のうち、市民へ通知等を郵送している事務について、お知らせ通知を可能することで、さらなる市民サービスの向上及び行政事務の効率化を図る。	「子育てワンストップサービスにおける児童手当の事務について」（平成28年12月21日付府予本906号通知）	内閣府、総務省	八王子市	石岡市、三条市、静岡県、尼崎市、宮崎市	○官民デジタル活用推進基本法第10条（行政手続に係るオンライン利用の原則化、民間事業者等の手続に係るオンライン利用の促進）、「IT新技術の制定に関する法律（平成二十五年法律第二十七号、以下「番号利用法」という。）及び条例に基づく個人番号利用事務を利用可能であり、御指摘の「児童手当の支給日に係る通知」につけても、当該機能により通知することが可能なことになっているところ。また、番号利用法第9条第1項の事務（いわゆる法定事務）には該当しない事務であっても、同条第2項の事務（いわゆる自用事務）に該当するものであれば、個人番号利用事務としてマイナーポータルにおける「お知らせ機能」を利用することができる。 ○なお、マイナーポータルは、民間法人事業者のサービス（日本郵便のMyPost）と連携しており、各地方公共団体において当該お知らせについて、マイナーポータル上の「お知らせ機能」と同様に確認する事が可能となっている。 ○マイナーポータルの運用に関するものであり、当省の所管事務に係る提案ではないため、本件について特段の意見を述べる立場にない。	

別添1

管轄 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提来団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
194	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の開設と保育士資格の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園の開設と保育士資格の特例措置の延長	○特例推進の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、審査機関なども開設の利用希望者が多く、審査機関等との連携しやすくなることが求められている(保育教諭)が、平成32年3月31日までは幼稚園教諭の免許と保育士資格どちらか一方で免許・資格を有していると保育教諭として認められていました。また、特例措置終了後は免許・資格を有していないと保育教諭として認められなくなっています。	○保育環境及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促進し、昇給の増加を目指すことで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	財務省、文部科学省、厚生労働省	豊中市	福川市、秋田市、磐梯町、川崎市、山形市、豊田市、岐阜市、草津市、大阪府、和歌山市、和泉市、高萩市、和泉市、岸井寺町、東大町、飯南町、島本町、兵庫県、神戸市、和歌山市、五条市、甲子市、御島市、熊本市、九州地方知事会	○保育教諭不況の中、保育士や幼稚園教諭を活用し、幼保連携型認定こども園を運営している。実際には多くの施設において若干名の保育士等が一方の資格・免許しか持っていないが、特例措置終了後に審査機関を経てされる場合、職員の確保がさらに困難になることが懸念され、待機児童の増加に直面する。	○認定こども園に通う児童の半数は両方の資格を持っていますが、一部でどちらか一方のみの資格を有する職員がいる。そのため、認定こども園移行時に開設の申請が受け付けることによって、免許を有する職員が増えることによって免許取得者に対する対応が複雑化する。本年度の認定こども園の候補に対する見込みは免許を有する職員が約2割程度で、免許を有しない職員が約8割程度である。現時、開設の申請が受け付けることによって認定こども園の開設が増加する見込みである。そのため、認定こども園の開設の申請が受け付けることで、開設の申請を受け付けることによって認定こども園の開設が増加する見込みである。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催された子ども・子育て会議において議論が開始されたところがあるが、候補項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げています。	○認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本条例を延長してほしい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。
196	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害援護資金貸付金の貸付人に関する規定の見直し	災害援護資金貸付金について、市町村による適切な債権管理が可能となるよう、災害援護資金の貸付けを受けようとする者に対して所要の金利の上乗せ等を行うことにより、貸付金を借り受けけるときに保証人として最も貸付金の見直しを行い、保証人なしの災害援護資金の貸付けを行っていただきたい。	災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人(連帯保証人)を立てなければなりませんが、連帯保証者の貸付金を回収することができず、被災者としてされているが、現実的には、連帯保証人が機能していないことにより、貸付金の償還期間における市町村の債権回収事務に支障を来している。そのため、被災者による保証人を立てる必要がなくなる。	災害援護資金の貸付けを実行することで、回収の実効性を高めることと自体の事務負担を軽減することである。	・災害再開発の支給等に関する法律施行令第8条	内閣府	八戸市、三沢市、山県市、西宮市、広島市、府谷市、宮崎市	○災害援護資金の貸付けは所得の低い方が対象となっていることから返済が滞る事業者が多く発生している。	○過年度債務の回収ができるよう制度の見直しが必要である。	○災害援護資金はその償還を担保するために保証人の資格の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号)第8条第1項の規定により、保証人に代えて保証会社による保証を義務づけよう制度化することについては、①過去の貸付実績から見て保証会社による保証が成立立つのか懸念があること、②保証会社に保証を委託する場合は保証料が発生することから、保証人に立てる方が被災者にとって望ましい場合があること、③被災者の状況や地域の実情に応じて債権管理が行われるべきであること、といった理由から、適切ではないと考えている。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
198	⑤ 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども子育て支援新制度の施設給付制度等に係る待遇改悪Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成29年度から保育士等のキャリアアップの仕組みの導入と併ぶ待遇改悪Ⅱのための子育て支援新制度の制約の撤廃等により、全ての保育所等において3分の1程度に对象人数が削減されている。また対象人数のうち半数に4万円、最も多くは5万円を支払うことにより、保育現場における保育士等の定員と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	今後、保育料の簡素化などにより、保育事業が一層厳しくなることが予想されるものの、対象者全員に支払われるのではなく、1施設あたり職員会社の施設等に対する不満の声が聞かれており、このことにより、保育現場における保育士等の定員と参入促進が図られ、安心して子供を生み育てられる環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定扶助、厚生労働省、利用保育、特別利用保育、特別利用地域型保育、特別利用施設型保育、特別利用施設型保育及び特別利用施設型保育等の算定に関する基準等(平成29年3月31日内閣府告示第539号)、「施設型給付費等に係る待遇改悪Ⅱの申請を行わない施設」 各保育所等の人員配置の実態に見合った待遇改悪が可能となるよう現在の制約(加算の対象となる人件費や金額の配分等)を見直した上で、地域の実情に応じて問題となる場合は、保育士等の経験を有する者認められた職員と対応できるところができる制度としていただきたい。	内閣府、文部科学省、静岡県、神奈川県、茨城県、富山県、福井県、奈良県、三重県、島根県、鳥取県、島根県、伊賀市、富士市、勝田市、西尾市、笠置町、牧之原市、長野町、吉田町	花巻市、仙台市、福島市、宮城県、岩手県、新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、沖縄県	○当市においても待遇改悪が他の支障事例や配分方法の制約により発生しており、法人の負担等に対する不満の声が聞かれていますが、施設等では全くの施設において、待遇改悪等が取り扱っているもの、各施設からは制度自体の難点等に対する不満の声が聞かれており、このことから各種の制度を廃止し、各施設の負担を減らすよう要望を呈する。○施設型給付費等の算定に対する不満の声が聞かれており、このことから各種の制度を廃止し、各施設等では、その算定をもううつすがないといったところである。国としては、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について査定し、検証を行う。	昨年度から実施している待遇改悪等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃水準を引き上げるだけではなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していくために導入した加算Ⅱである。			

別添1

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提来団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)		
	区分	分野									団体名	支障事例			
215	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の実務処理における「救助事務の処理に必要な帳簿式書式」は多岐にわたり、作業に多くの時間と資源を要するものになっている。	災害救助法の実務処理に必要な帳簿式書式の統一化及び記載内容の簡素化	現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿式書式」は多岐にわたり、作業に多くの時間と資源を要するものになっている。特に個人品や日々の消耗品を多く記載する際には、個々の記載項目が複数あるため、記載ミスが頻繁に生じ、作業量が膨大である。特に生活必需品の「輸送記載簿」は、「いつ」「どこ」「誰の分を」「いくつ」届けたかを記載しなければならず、災害救助を行なながら、個々の記録作業に追われるなどで、迅速な対応に対し支障を来している。	災害救助法の実務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿式書式作成に要する手間や記載ミスが減り、災害復旧業務に集中できる。	災害救助法による救急救助の実施(昭和40年5月11日付け社施第99号)	内閣府	熊本市	ひたちなか市、石岡市、山鹿市、伊都郡、京都市、岡山市、大村市、宮崎市	○現行、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿式書式」は多岐にわたり、作業に多くの時間と資源を要するものとなっているため、内部の簡素化をお願いするとしているところ、各経営に明確な記載例を明示いただなど、災害の有無に問わらず、事前に周知していただきたい。 ○地元への避難者が中心となり運送されていく避難所において、生活必需品「いつ」「どこ」「誰の分を」「いくつ」届けたかを記載してもらうのは、不可能に近いと考えられる。 ○記載内容については必要最小限にとどめていただきたい。 ○本府は、災害救助法の実務処理について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、南海うづく地震発生時に大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での最大で細かい作業は困難であると思われるため、必要事項の簡素化を図っていただきたい。 ○災害救助法の実務処理について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿式書式を作成したが、救助期間が長いため、データの整合性を考慮して作成にあたるに至った。救助事業者が作成する請求書等もって帳簿式書式の作成の代わりにするなどの見直しを含めて検討していただきたい。 ○本市においても、災害救助法の実務処理について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、南海うづく地震発生時に大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での最大で細かい作業は困難であると思われるため、必要事項の簡素化を図っていただきたい。 ○災害救助法の実務処理について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿式書式を作成したが、救助期間が長いため、データの整合性を考慮して作成にあたるに至った。救助事業者が作成する請求書等もって帳簿式書式の作成の代わりにするなどの見直しを含めて検討していただきたい。 ○本市においても、災害救助法の実務処理について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、南海うづく地震発生時に大規模な被害が予想されている。各避難所での限られた職員数での最大で細かい作業は困難であると思われるため、必要事項の簡素化を図っていただきたい。 ○災害救助法の実務処理について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿式書式を作成したが、救助期間が長いため、データの整合性を考慮して作成にあたるに至った。救助事業者が作成する請求書等もって帳簿式書式の作成の代わりにするなどの見直しを含めて検討していただきたい。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付済契約によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救急救助の実施について昭和40年5月11日付け社施第99号によるところであるところである。 ○災害救助法による救助の実施について精算監査で件件の確認依頼事項があり、その箇所のため、担当だけではなく、医療機関等にも日々の納品書やレシートの提出の提出など、煩雑な業務が発生した。 ○本市においても、東日本大震災の際に救助項目ごとに救助事務の処理に必要な帳簿式書式を作成したが、救助期間が長いため、データの整合性を考慮して作成にあたるに至った。救助事業者が作成する請求書等もって帳簿式書式の作成の代わりにするなどの見直しを含めて検討してまいりたい。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の実務処理に必要な書類の見直しの適否について検討してまいりたい。	回答欄(各府省)		
216	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の民間賃貸住宅の借上型金銭貸付の適用	被災者が民間賃貸住宅の借上型金銭貸付の適用	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、居する住宅を自ら選択する利点はあるものの、発災後は「災害救助法」による救助を必要としても、時間と経費をかけて、住宅を借り替える手間を負う。そこで、被災者の負担を軽減するため、被災者の負担を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約期間の選択肢を設け、「みなし仮設」は、対象住宅が災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	(1)「みなし仮設」家賃の一部の被災者負担制度の導入 「みなし仮設」は、居する住宅を自ら選択する利点はあるものの、発災後は「災害救助法」による救助を必要としても、時間と経費をかけて、住宅を借り替える手間を負う。そこで、被災者の負担を軽減するため、被災者の負担を導入するとともに、「みなし仮設」の三者契約における契約期間の選択肢を設け、「みなし仮設」は、対象住宅が災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	災害救助法第4条	内閣府	熊本市	山県市、京都市、岡山市	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、往來を以て提供し、物資や食事等が行き届くよう、現物によって救助を行うこととしている。これは、災害時に生活に必要な物資が足りない、あるいはその調達が困難である場合に、金銭は物資の購入料ではなく、食事等が必要な場合は、現金を支給すれば足りる場合には、通常、社会的・精神的・物理的の保健の観点から、現物による救助が最も効率的である。しかし、現物による救助は、現金を保有している場合があるが、現金を保有していない場合は、現金を支給する際には、現金を保有していない場合と同様に現物による救助が行われる。このため、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が人間居する「みなし仮設」は、公共交換機関による契約期間の選択肢を設け、「みなし仮設」の一部を被災者が負担し、時間と経費をかけて、住宅を借り替える手間を負うことは不可能でないから、「みなし仮設」は、現地で被災者の負担を軽減するため、「みなし仮設」は、対象住宅が災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	○現行の災害救助法においては、災害により、現に救助を必要とする被災者に対して、往來を以て提供し、物資や食事等が行き届くよう、現物によって救助を行うこととしている。これは、災害時に生活に必要な物資が足りない、あるいはその調達が困難である場合に、金銭は物資の購入料ではなく、食事等が必要な場合は、現金を支給すれば足りる場合には、通常、社会的・精神的・物理的の保健の観点から、現物による救助が最も効率的である。しかし、現物による救助は、現金を保有している場合があるが、現金を保有していない場合は、現金を支給する際には、現金を保有していない場合と同様に現物による救助が行われる。このため、災害救助法の「現物給付の原則」により、被災者が人間居する「みなし仮設」は、公共交換機関による契約期間の選択肢を設け、「みなし仮設」の一部を被災者が負担し、時間と経費をかけて、住宅を借り替える手間を負うことは不可能でないから、「みなし仮設」は、現地で被災者の負担を軽減するため、「みなし仮設」は、対象住宅が災害救助法による救助の充実強化を図るもの。	回答欄(各府省)		
228	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について	事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育事業の利用登録の申請を受け付けていたところ、保育所型事業所内保育事業においては、施設の利用登録においては、認可保育所においては、認可保育所と同様に地域外の他の施設においても、認可保育所の受け入れを可能とする。	事業所の保育施設については、企業主導型保育事業(認可外保育)での整備が増加しているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所にとっては、現行制度では3~5歳児は受け入れられない。	○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与しているが、信頼性の高い認可施設としての設立を希望する事業所には、認可保育所の認可登録における認可保育所と同様に地域外の他の施設においても、認可保育所の受け入れを可能とする。	児童福祉法、子ども子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	沖縄市	那覇市、花巻市、山県市、豊中市	○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮しているという声も寄せられることが多い。提案内容のとりどり措置されることで、事業者の参入が受けられると考えられ、各機関の認可が得られる。	○事業主登録で3歳以上の子どもを保育している保育所型事業所内保育所による規制緩和が実現され、認可登録においては、受け入れ対象年齢を拡大することにより、保育の受け皿増加に寄与する。	事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、満3歳以上児に限り保育児童が発生している地域等、段階の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることを想定しており、現行制度においても対応が可能である。	また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成28年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の運営指針に係る特例措置については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。	回答欄(各府省)

別添1

管理者番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(生なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
230	B-地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育教諭の経済措置の延長	幼保連携認定こども園における就寝中の就寝時間の延長	現在、幼保連携認定こども園において就寝する保育士は、保育士が幼稚園教諭の資格を有する場合があるが、平成31年度までは経済措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけているところであるが、施設の利用希望者が増加し、職員配置上、保育現場における十分な余裕がないため、幼保連携認定こども園の登録機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期間までで、特例措置を終了する。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携認定こども園への円滑な移行や、幼保連携認定こども園における保育士が実現できなくなる、子どもを預かってもええなくなった住民に混乱が生じることを予想される。	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携認定こども園を継続することが可能となる。	財務省の子どもに関する教育、保育等の社会的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	福山市	福山市、仙台市、久留米市、宇都宮市、柏原市、川崎市、船橋市、市川市、須坂市、市、豊田市、田原市、草津市、大阪府、大垣市、市、尾張旭市、碧南市、春日井市、神戸市、伊丹市、兵庫県、神戸市、芦屋市、伊丹市、藤井寺市、高砂市、倉敷市、倉敷市、玉野市、德島県、吉野川市、松浦市、熊本県、佐賀県、福岡県、大分県、鹿児島県	○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を持持しているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足が深刻な状況が続いているが、一方にどちらか一方のみの資格を持つ保育士が誕生する可能性が挙げできない。特に幼稚園教諭免許が誕生する可能性が挙げられない。○同議論は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本条例を延長して欲しいとの意見が述べられている。今後、引き継ぎ、同議論において議論を行い、その方向性を定める予定である。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催された子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げており、同議論は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本条例を延長して欲しいとの意見が述べられている。今後、引き継ぎ、同議論において議論を行い、その方向性を定める予定である。	

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>						回答欄(各府県)		
	区分	分野				制度改訂等による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	団体名	支障事例		
263	B 地方に対する規制緩和	その他	地方創生推進交付金における間接補助金の交付完了日の見直し	地方創生推進交付金について、地方創生推進交付金の交付完了日の見直しを行った場合、年度末までに間接補助金の交付を完了しない年で末までに間接補助事業者が事業を行う場合、現状の交付手段では十分な事業期間を確保できなくなることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	地方創生推進交付金における間接補助金の交付がなされるものであり、また一定の要件を満たす場合は、地方創生推進交付金の交付完了日の見直しを行った場合、現状の交付手段では十分な事業期間を確保できなくなることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める	間接補助金の交付完了日が見直されることで、切れ目ない支援が可能となり、事業における確実な目的達成が可能となる。	地方創生推進交付金交付要綱	内閣府	筑北村		北海道、茨城県、福島県、新潟県、長野県、岐阜県、愛知県、静岡県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、石川県、富山県、長野県、上田市、佐久市、高崎市、佐久間町、松川町、五ヶ瀬町、山形市、名古屋市、豊川市、小牧市、京都市、高崎市、群馬県、邑楽郡、伊勢原町、東松山市、愛媛県、八幡浜市、松浦市、大分県、沖縄県	○地方創生交付金は、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費を充当せばせんとされるとするが、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。 ○記録提案団体である筑北村と同様に、地方創生推進交付金を活用し、簡節補助として事業を実施しているが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年次実施(目的の達成)に支障が生じている。 ○地方創生推進交付金の交付完了日の見直しは、地方創生推進交付金の交付完了日の見直しを行った場合、現状の交付手段では財務省主計局の指揮があることから、地方創生推進交付金の交付完了日の見直しを求める	○地方創生交付金は、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費を充当せばせんとされるとするが、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。 ○記録提案団体である筑北村と同様に、地方創生推進交付金を活用し、簡節補助として事業を実施しているが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年次実施(目的の達成)に支障が生じている。 ○地方創生推進交付金の交付完了日の見直しは、地方創生推進交付金の交付完了日の見直しを行った場合、現状の交付手段では財務省主計局の指揮があることから、地方創生推進交付金の交付完了日の見直しを求める	間接補助事業者を行う場合に年内に間接補助金等の交付を完了しなければならないことについては、「実績に基づいて補助金等を交付する場合における基準について」(昭和61年1月17日財務省長官通達第1号)により、「間接補助金等の交付がなければ補助事業者は完了したとはいえない」と明確に示されている。されば、国の補助金等全体に対する統一的なルールであるため、地方創生推進交付金について当該ルールに抵触する制度変更は困難。
274	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1.連携施設の確保における「認可保育所」は、国の施行通知において「認可保育所の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ①認証保育所 ②企業主導型保育事業所 ③特区小規模保育事業所 2.代保育者の連携施設の確保を求めるに応じる場合(事業実施場所において代保育が提供される場合の条件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	1.現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の施行通知において「認可保育所の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ①認証保育所 ②企業主導型保育事業所 ③特区小規模保育事業所 2.代保育者の連携施設の確保を求めるに応じる場合(事業実施場所において代保育が提供される場合の条件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	○認可保育所(認可施設)以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第7条、(厚生労働省令)について(厚生省令第905第2号)、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	豊岡市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。		(1)について ○保育所の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心化して構築していくことが必要と考えられており、保育の受け皿抗争と保育の質の競争を「車の両輪」として取り組む必要がある。 ○家庭的保育事業等における連携施設の設定は、代替保育の提供や団体保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設の役割は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を積極的に担うことができる、一定の保育の質が確保されている保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えております。 (2)について ○ご指摘の「小規模保育事業者と事業実施場所等との能力を有すると市町村が認める者」については、事業規模や保育士数等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するにあたって、当該事業所の本業の支障が出ず、適切な業務を遂行できる事業者を想定しており、対応済みである。	

別添1

管轄番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
275	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による運営権の譲渡について、経過措置期間を延長すること。	家庭的保育事業者等による運営権の譲渡について、①新規の許可申請と既存の運営権の譲渡の区別、②運営権の受け皿の設立による運営権の譲渡、③新規の受け皿の設立による運営権の譲渡について、経過措置期間を延長すること。	経過措置期間の延長に伴い、3歳児の定員増等について、長期的な視点により待機児童対策を取り組み、受け皿の確保を達成することが可能となる。本規定については、平成22年3月31日までの経過措置が設けられており、各市町村では、国の施行通知の考え方も踏まえ、積極的な閣与・調整を図っていることにある。一方で、運営権譲渡の大半を認可保育事業所および認定こども園の利用調整を市町村において実施していたため、家庭的保育事業者等の設備および運営の受け皿の不足(待機児童の発生)が懸念されている。また、3歳児において認可保育事業所等が自ら確保できる施設が限られていることや、認可保育事業者等が各自で確保する施設が限られていることなどから、3歳児として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	児童福祉法第24条の16第1項から4段落、家庭的保育事業者の設備及び運営の基準における運営基準と運営の基準との差異等にかかる連携協力を実施(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられる。	内閣府、厚生労働省	特別区長会	盛岡市、仙台市、須賀川市、福島県、豊田市、大阪市、神戸市、西宮市、倉敷市、沖縄県、那覇市	〇本州においても年度後の受け皿整備に向けた支援を継続して行っているが、運営先である保育所等における運営基準と運営の基準がある場合、平成22年3月31日までとなっては経過措置期間の延長を希望する。上記の状況に鑑み、平成22年3月31日までの経過措置終了時に連携施設が確保できず、万一路可取得となれば、当該事業所利用の児童を受け皿が不足するところ保育所を減少するため、待機児童解消の取り組みが求められる。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26厚生労働省令第61号)附則第3条に規定する特例措置の延長について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている		
276	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携認定認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許として、幼稚園教諭免許と保育教諭免許と保育教諭准許のいずれかの免許・資格を得ることとする。運営権の譲渡が進まないことが危惧される。	平成32年度以降は幼保連携認定認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許として、保育教諭が免許を更新しなければ保育教諭として人員基準に算入されない。現在保育教諭免許と保育教諭准許は別の免許であり、保育教諭准許は幼稚園教諭免許と同様に幼稚園教諭免許と並んで認定こども園の運営権の譲渡が進まないことが危惧される。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可として、幼稚園教諭免許と保育教諭准許とも園の運営権の譲渡が進むよう改めて実施する。」とあります。	「就学前の子どもに関する教育、保育等の態勢の統合的改善に関する指針」(平成15年6月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会共同提案(事務局: 大分県)	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、須坂市、山形県、大分県、福岡市、兵庫県、神戸市、和歌山県、奈良県、奄美市、鹿児島県、徳島県、松本市、熊本県	〇現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を持ちいているが、保育ニーズに高まりにより全国的に保育士不足が深刻化している。そのため、他の教諭免許を持っている保育士の比率が高まると、幼稚園教諭免許の不足による運営基準が満たされない運営を除き、保育士の不足が運営の問題となり得る。一方で、運営の受け皿の確保不足による保育士不足が問題となる一方で、保育士の不足による運営基準の満たされない問題が少なくなる。 〇本州においても運営基準が満たされない場合、認可標準を高めないとことにはなる。 〇その後の受け皿としては、特に保育所においては、児童の定員増のための保育所の関係から、確保が限界に近づくことになり得る。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもあるため、経過措置の延長を要する。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもある。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもある。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもある。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもある。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもある。 〇このように、運営基準の見直しによる運営基準の改定が行われないリスクもある。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携認定認定こども園における保育教諭の資格の特例」を挙げている。会議は、認定こども園団体、自治体関係者等が構員となっているが、5月28日の会議の場では、本件を延長して欲しいとの意見が述べられている。 今後、引き続き、会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。		

別添1

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提来団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
290	B 地方に対する規制緩和	その他	住民が負担を感じることのない、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	①交付済未持方式において代理人が負担し、顔写真付ではない券分類を提示した場合は、カード交付時に顔写真付郵便にて発送する。②新たに交付方法として、マイナンバーカード交付における新たな方法の在り方の検討	【制度改正の経緯】 マイナンバーカードの交付事務については法定受託事務となっており、全国の市区町村が実施している。 ○交付済未持方式において本人限定受取郵便可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行つたうえで、本人への手渡しが確実となる。 ○顔写真付郵便でもうつとができる方式策定による効果 窓口で本人の顔写真を撮影するうえで、点ではなく面でエッジをカバーすることができる。 （顔認証番号の入力は以前より市区町村担当窓口が行い、顔認証システムによるカード写真と申請者の同一性の確認と交付を郵便局員が行う。）	市区町村の手續の効率化（作業負担の軽減）に資する。 これまで交付が困難であった住民に対しカードの交付が可能となり、住民の利便性向上に寄与する。 ○交付済未持方式において本人限定受取郵便可能とする方法による効果 郵便局の本人限定受取郵便のサービスを使用することで、公的身分証での本人確認を行つたうえで、本人への手渡しが確実となる。 ○顔写真付郵便でもうつとができる方式策定による効果 窓口で本人の顔写真を撮影するうえで、点ではなく面でエッジをカバーすることができる。 （顔認証番号の入力は以前より市区町村担当窓口が行い、顔認証システムによるカード写真と申請者の同一性の確認と交付を郵便局員が行う。）	行政手続における特定の手續を簡易するための番号の利用等に関する法律第11条 行政手続における特定の手續を簡易するための番号利用等に関する法律施行令第13条	内閣府、総務省	大村市	ひたちなか市、 鴨川市、柏原市、 川崎市、多治見市、 八尾市、徳島市、 宇和島市、 北九州市、筑波市、 芦屋町、島原市	○個人番号カードの交付については、施設入所や入院中により、高齢者本人の代理で顔写真（券）が求められるケースが多い。 この点、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルが発生している。 ○費用中等でゆむをはずす来庁できない申請者の中には顔写真付身分証明書を所持しているが、本人は来庁不能、委任状を書くことができない等の状況があり、交付トラブルがある。 また、市町村職員が出来たる本人確認をして顔写真付身分証明書の提出を受け受け取れない場合がある。 ○顔写真付身分証明書として本人の顔写真を必ず一度は確認してもらうための手續であるが、その例外的な措置として認めている代理人の来庁による申請者本人の顔写真付身分証明書の提出を受け取れないといった場合には、個人番号カード記録番号の信頼性を損なうのであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、顔写真付身分証明書を確認するものではなく、また、必ずも顔写真付身分証明書を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。 ○市町村の窓口で本人の顔写真を撮影するうえで、申請者本人の顔写真付身分証明書が必要であり、申請者本人の顔写真が確認できるものであることを証明するためのものである。 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものである。 個人番号カードの本人確認は、個人番号カードの発行者である市町村が後々まで本人であることを証明するためのものである。	【内閣府】 まずは個人番号カードに関する制度を所管する総務省において検討いただるものと考えている。 【幹務省】 ①幹務省に対する個人番号カードの交付は、原則として申請者本人が来庁することによって、顔写真、氏名、住所、生年月日、性別等の個人番号カード記録番号が申請者本人に一枚ずつを確認する必要があるが、申請者本人がやむを得ない理由で来庁できない場合は、代理人が当該申請者本人の顔写真付身分証明書の本人確認書類を持参することを求めるという例外的な措置を認めている。 ②市町村職員が出来たる本人確認をして顔写真付身分証明書の提出を受け取れない場合には、市町村職員が出来たる本人確認をして顔写真付身分証明書の提出を受け取れない場合には、個人番号カード記録番号の信頼性を損なうのであり、①は困難である。また、本人限定郵便においては、顔写真付身分証明書を確認するものではなく、また、必ずも顔写真付身分証明書を用いて本人確認を行っている訳ではないことから、適切ではない。 ③市町村の窓口で本人の顔写真を撮影するうえで、申請者本人の顔写真付身分証明書が必要であり、申請者本人の顔写真が確認できるものであることを証明するためのものである。 ④市町村の窓口で本人の顔写真を撮影するうえで、申請者本人の顔写真付身分証明書が必要であり、申請者本人の顔写真が確認できるものであることを証明するためのものである。	回答欄(各府省)

番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)
	区分	分野									団体名	支障事例	
97	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携 所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、医療受給者証によるやり取りをしなければならない。 書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、医療受給者からの「所得区分」を収集可能としていただきたい。	郵送によるやり取りがなくなることで、大幅な時間短縮が図られるほか、郵送代も削減されるなど、行政の効率化・財政改善が図られる。 また、医療受給者証の発行が単まることで、患者より早く医療費助成を受けることができるまで医療受給者証を送付することができ、医療受給者証発行までに時間を使っている一因となっている。	・健康保険法施行規則第98条の2 ・国民健康保険法施行規則第27条の1の2 ・児童福祉法第19条の3第7項 ・児童福祉法施行規則第7条の22 ・難病の患者に対する医療等に関する法律 第7条第4項 ・難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第25条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、栃木県、埼玉県、千葉県、茨城県、宮崎県、鹿児島県、高知県、熊本県、大分県、宮崎市	○本州においても、医療受給者証に「所得区分」を記載することは、保険者への照会を始め、大きな負担になっている。 事務手続の負担に比較し、公費負担の縮減効果が不確実であるため、まずは「所得区分」の記載を停止を検討する必要があり、その上で必要ながあれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。 ※性別などについて検討する必要があり、その上で必要ながあれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や効率性について検討する必要があります、その上で必要ながあれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。	【内閣府、総務省】 まず、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や効率性について検討する必要があります、その上で必要ながあれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。	
109	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害救助法の事務処理に必要な帳簿書き統一化及び記載内容の簡素化	災害救助法で定められている「救助事務の処理に必要な帳簿書き式」は多岐にわたり、災害救助法の事務処理に必要な帳簿書き式の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	現在、「災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書き式」は多岐にわたり、災害救助法の事務処理に必要な帳簿書き式の種類が多く、記載内容が複雑な点について見直しを提案するもの。	災害救助法の事務処理に必要な書類の統一化及び記載内容の簡素化を行うことにより、帳簿書き式作成に要する手間や記載ミスが減ることにより、災害救助業務に集中できる。	災害救助法・局長通知	内閣府	ひたちなか市、石川県、山県市、田原市、北九州市、宮崎市	○現在、災害救助法における「救助事務の処理に必要な帳簿書き式」は多岐にわざつておりますが、作成に多くの時間を要するものとなっているため、内容の簡略化を図るにあたっては、各様式ごとに明確な記載例を示すなどして、事前に周知していただかなければなりません。 ○災害の規模、悲惨、発生場所により、必要な救助の内容や割合に違いがあるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しの適否について検討していく必要があります。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付事務課によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月1日厚生省社会局長通知)によるところとされています。 ○災害の規模、悲惨、発生場所により、必要な救助の内容や割合に違いがあるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しの適否について検討していく必要があります。	○災害救助法による救助の実施については、法令及び交付事務課によるほか、円滑な救助の実施のため、災害救助法による救助の実施について(昭和40年5月1日厚生省社会局長通知)によるところとされています。 ○災害の規模、悲惨、発生場所により、必要な救助の内容や割合に違いがあるものであり、それぞれの災害において、実施した救助の内容について、適切に執行されたのかを一定程度確認する必要がある。 一方、迅速かつ円滑な災害救助に資するため、災害救助法の事務処理に必要な書類の見直しの適否について検討していく必要があります。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提來団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		回答欄(各府省)		
	区分	分野									団体名	支障事例			
316	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小規模保険被保険者証等の交付及び再交付申請ににおける個人番号記入の見直し	小規模保険法施行規則において、小規模保険被保険者証、負担割合証、負担割合証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には佐野、氏名・年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨と、また情報を連携するための番号の記入を求める規定を定めている。マイナンバーの記入における本人確認手続を行う必要がある場合は、申請者が本人の高齢者であることを示す手帳類の提出や手続をなす人が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請をする高齢者においては、マイナンバーがなければ申請できないのではないかという不安を与えている。	・手続きが従来どおりとなり、高齢者及び代理申請する介護事業者、および自治体窓口担当者の負担が軽減される。	小規模保険法施行規則において、小規模保険被保険者証、負担割合証、負担割合証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には佐野、氏名・年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨と、また情報を連携するための番号の記入を求める規定を定めている。マイナンバーの記入における本人確認手続を行う必要がある場合は、申請者が本人の高齢者であることを示す手帳類の提出や手続をなす人が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。	介護保険法施行規則 第二章 第二節 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	今治市	【接案対応】同じく、手帳類の提出や手續をなす人が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間が必要であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨と、また情報を連携するための番号の記入を求める規定を定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨と、また情報を連携するための番号の記入を求める規定を定めている。	○介護保険法施行規則において、小規模保険被保険者証、負担割合証、負担割合証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には佐野、氏名・年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨と、また情報を連携するための番号の記入を求める規定を定めている。	【内閣府】 ○小規模保険法施行規則において、小規模保険被保険者証、負担割合証、負担割合証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には佐野、氏名・年月日等に加え個人番号(マイナンバー)を記入するよう定めているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はない旨と、また情報を連携するための番号の記入を求める規定を定めている。	【厚生労働省】	○介護保険法施行規則において、小規模保険被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めていた。	○介護保険法施行規則において、小規模保険被保険者証等の交付や再交付の事務については、被保険者の情報を、個人番号を利用して検索・管理する目的により、申請書等に個人番号の記載を求めていた。